



積水ハウスが積水ハウス・リート投資法人<3309>株式の大量保有報告書を提出



積水ハウス・リート投資法人<3309>について、積水ハウスが12月8日付で財務局に大量保有報告書(5%ルール報告書)を新規提出した。

提出理由は「スポンサーとして、発行者である投資法人の今後の運営に深く関与していくことを市場関係者に示すため」によるもの。

報告書によると、積水ハウスの積水ハウス・リート投資法人株式保有比率は、10.00%と新たに5%を超えたことが判明した。

報告義務発生日は、2014年12月3日。